平成20年12月26日規則第44号 改正 平成28年3月18日規則第17号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び瀬戸内市景観条例(平成20年瀬戸内市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (行為の届出等)
- 第2条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、景観形成重点区域及び眺望景観 形成重点区域内における行為に係るものについては重点区域内行為(変更)届出書(様式第1号)に、それ以 外の区域における行為に係るものについては大規模行為(変更)届出書(様式第2号)に、別表に掲げる図書を添付して、正副各1部提出するものとする。
- 2 法第16条第5項の規定による通知をしようとする者は、景観計画区域内行為通知書(様式第3号)に、別表に掲げる図書を添付して、正副各1部提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に掲げる図書のうち、添付が必要ないと認めるものについては、これを省略させることができる。
- 4 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為届出の受理通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(勧告及び命令)

- 第3条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。
- 2 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。 (行為の着手制限)
- 第4条 法第17条第4項の規定による行為の着手の制限の期間を延長するときの通知は、行為着手制限期間 延長通知書(様式第7号)によるものとする。

(身分証明書)

第5条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8号)によるものとする。

(事前協議の申出)

- 第6条 条例第13条第1項に規定する事前協議をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申出書 (様式第9号)により、市長に申し出るものとする。
- 2 市長は、前項の事前協議の申出があった場合において、その申出に係る行為について協議をしたとき は、景観計画区域内事前協議回答書(様式第10号)により回答するものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

- 第7条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第11号)によるものとする。
- 2 法第21条第2項の標識には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴
- 3 前項の標識は、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状の変更)

- 第8条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第12号)を 市長に提出するものとする。
- 2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第13号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、景観重要建造物現状変更許可をしない旨の 通知書(様式第14号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第9条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第15号)によるものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

- 第10条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第16号)によるものとする。
- 2 法第30条第2項の標識には、次の事項を記載するものとする。
  - (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2) 景観重要樹木の樹種
  - (3) 指定の理由となった樹容の特徴
- 3 法第30条第2項の標識は、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観 重要樹木の付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状の変更)

- 第11条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第17号)を 市長に提出するものとする。
- 2 市長は、法第31条第1項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第18号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書(様式第19号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第12条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除 通知書(様式第20号)によるものとする。

(景観形成市民団体の認定の申請)

- 第13条 条例第21条第2項の規定による申請は、景観形成市民団体認定申請書(様式第21号)に次の図書を 添付して行うものとする。
  - (1) 規約
  - (2) 活動区域を示す図面
  - (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
  - (4) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第1号の規約には、少なくとも次の事項を記載するものとする。
  - (1) 名称
  - (2) 設立目的
  - (3) 活動区域
  - (4) 活動内容
  - (5) 構成員の範囲
  - (6) 役員に関する規定
  - (7) 会議に関する規定
  - (8) 経費及び会計に関する規定
  - (9) 規約の変更に関する規定

(景観形成市民団体の認定の通知)

第14条 条例第21条第3項の規定による通知は、景観形成市民団体認定通知書(様式第22号)によるものとする。

(景観形成市民団体の認定の取消し)

第15条 条例第21条第6項の規定により準用する同条第3項の規定による通知は、景観形成市民団体認定取 消通知書(様式第23号)によるものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 別表(第2条関係)

別表(第2条関係	<i>₹)</i> 
行為の種類	図書
法第16条第1項	1 位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2,500以上のもの
第1号又は第2	2 敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
号に掲げる行	3 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの
為(眺望景観形	4 彩色が施された2面以上の立面図で縮尺1/50以上のもの
成重点区域を	5 建築物等の平面図で縮尺1/100以上のもの
除く。)	6 その他参考となるべき事項を記載した図書
法第16条第1項	1 位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2,500以上のもの
第1号又は第2	2 敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
号に掲げる行	3 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの
為(眺望景観形	4 彩色が施された2面以上の立面図で縮尺1/50以上のもの
成重点区域)	5 建築物等の平面図で縮尺1/100以上のもの
	6 景観計画に示す主要眺望地点から見た完成予想図(背景及び周辺を含めたもの)
	7 その他参考となるべき事項を記載した図書
条例第10条第1	1 位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2,500以上のもの
号に掲げる行	2 敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
為	3 当該敷地内における堆積物等の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの
	4 その他参考となるべき事項を記載した図書
条例第10条第2	1 位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2,500以上のもの
号、第4号又は	2 敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
第5号に掲げる	3 現況図で縮尺1/1,000以上のもの
行為	4 計画図で縮尺1/100以上のもの
	5 行為の前後における土地の縦横断図で縮尺1/100以上のもの
	6 その他参考となるべき事項を記載した図書
条例第10条第3	1 位置及び周辺の状況を表示する図面で縮尺1/2,500以上のもの
号に掲げる行	2 敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
為	3 伐採計画図で縮尺1/1,000以上のもの
	4 伐採後の土地利用計画図で縮尺1/1,000以上のもの
	5 その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第1号(第2条関係)

# 重点区域内行為(変更)届出書

年 月 日

瀬戸内市長様

届出者

全所 (主たる事務 ) 住所 (所の所在地 )	
フ リ カ゛ ナ	
氏 名 (名称)	印
法人にあっては、	
代表者の氏名	
電 話 番 号	

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

重	点区	域	の名	称													重	点区域
行	為	0)	場	所	瀬戸内市	巿												
行	為	$\mathcal{O}$	期	間	着手子	定日		年	J.		3	完	了予定日	3	年		月	日
					建築	物	用途 新築・ 色彩の	改築		を・移車	伝・外	く観を	変更す	ること	となる修	繕(	模様	)  替え・
行	為	の	種	類	工作	= 物	種類及 新築・ 色彩の	改築	<ul><li>増築</li></ul>	を・移転	伝・外	く観を	変更す	ること	となる修	繕(	) 模様	替え・
					屋外に	おけるℲ	二石、廃	棄物、	、再生	資源で	その他	の物	件の堆	積土	石の採取	又は針	鉱物	の掘採
					木竹	の伐採		Ⅎ	上地	の形	質の	変	更		水面の埋	立て	又は	干拓
届	出	内	容	に	住 所	(所在地	<u>t</u> )							1	<b>**</b> =			
係	る	照	会	先	氏 名	(名称及	なび担当	者の」	氏名)					電	話番号(	)		_
その	つ他の	の参	考事	耳														
							届	出	部	分	Ę	<b>死</b> 不	字 部	分	合		言	
					敷地	面積				m²				m²				m²
					建築	面積				m²				m²				m²
					延べ床	面積				m²				m²				m²
	建	+ 4	築	物	最高の	高さ				m				m				
	廷	<u> </u>	彩	490	仕上げ	屋根												
					材料	外壁												
					色彩	屋根												
						外壁												
					構	造					進	i り				階	建て	

1																
				7	種	類	高	さ及び築造面	積	構	造	模模	兼替え	色	3	彩
									m							
	I	上 作 华	勿						m²							
行									m m²							
為	屋夕	外における	5 士			44.		W	111			\ - 7	~10 <del>-</del>	- 1+		
<i>の</i>	石、	廃棄物、再	手生			種		類			高	さ及	. び 面	ī 積		
設	質測の地	見その他のst いまま	勿件													m m²
計	() H	王作具			種	 類		面		<u> </u>		のり	は擁壁の	古ょう	<b>ス</b> ナド 目	<b>=</b> +
		5の採取3			1 至	75		<u>і</u> щ		7只		佐囲又	は雑壁り	同さん	X () 1	<b>X</b> C
又は	鉱	物の掘	採								m²					m
施					<u> </u>	 的	+	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		高さ及	7.8代拉	<u></u> 五き	本		数	m
	木	竹の伐	採		1	нл	1	<u>1里</u>		同で及	U\ X\ *	画假 m	4		奴	
行		, ,										$m^2$				本
方						的		面		積	1	法面又に	よ擁壁のi	高さ及	び長	:さ
法	土地	也の形質の変	変 更							,	m²					m m
				-		的		面				かり 注話 マル	は擁壁の	亡々で	アド巨	
		前の埋立て		F		H.J		ш					よが医型(7)	可で以	, U'IX	m
	干		拓								m²					m
景	観用	が成のた	め					1			l					
特	に配	慮した事	耳													
*	受			付	*	勧告又に	は命令	の年月日		*		令による 定状況	る地域、:	地区等	<u> </u>	
番	号	第		号			丰	月日								
年月	月日	年	月	日			₩.	\1 H								

#### 備考

- 1 行為の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 届出内容に係る照会先欄は、設計者、施行者等届出者以外の者へ照会を希望する場合にのみ記入すること。
- 3 その他の参考事項欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨及び参考事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積を建築物にあっては延べ床面積欄に、工作物にあっては築造面積欄にそれぞれ記入すること。
- 5 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。
- 6 色彩欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること。
- 7 工作物欄の高さとは、当該工作物の高さをいう。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。
- 8 ※印欄には記入しないこと。
- 9 この届出書には、行為の種類に応じて、必要な図書を添付すること。

様式第2号(第2条関係)

# 大規模行為(変更)届出書

年 月 日

瀬戸内市長

様

届出者

住所 (主たる事務 ) 所の所在地	
フ リ カ゛ ナ	
氏 名 (名称)	印
法人にあっては、	
代表者の氏名	
電 話 番 号	

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	瀬戸内市						
行為の期間	着手予定日	年 月	日	完了予定日	4	年 月	日
	建築物	用途 ( 新築・改築・増築 色彩の変更)	・移転・タ	<b>外観を変更する</b>	こととなる	る修繕(樹	) 模様替え・
   行為の種類		種類及び用途(					)
11 /10 / 12 //	工作物	新築・改築・増築 色彩の変更)	• 移転 • 夕	外観を変更する	こととなる	る修繕(様	遠様替え・
		ける土石、廃棄物、 その他の物件の堆積		土石の採	英取又は鉱塩	物の掘採	
届出内容し	と 住 所(所在	地)		į.	電話番号	( )	_
係る照会	氏 名 (名称	及び担当者の氏名)			电阳雷力		
その他の参考事項	頁						
		届出部	分	既 存 音	ß 分	合	計
	敷地面積		m²		m²		m²
建築物	建築面積		m²		m²		m²
	ない古玉毬		$m^2$		$ m m^2$		$m^2$
	延べ床面積		111		111		

			仕上げ	屋根									
			材 料	外 壁									
行	建	築物	<b>A</b> W	屋根									
為			色彩	外 壁									
の設			構	造				造り				階	建て
計			種	類	高さ及び	が築造面積		構	造	模様	替え	色	彩
又 は	工	作物				m m²							
施行						m m²							
方		こおける 廃棄物、	;	種	**	Ę			高	さ及	び産	面 積	
法	再生資	登源その 作の <b>堆</b> 積											m m²
	上石の	採取又は	種	類	面	積			が法面	又は擁壁	きの高さ	及び長さ	<u> </u>
		の掘採					m²						m m
	景観形成 特に配慮												
*	• 受		付	※ 勧告又	には命令の年	<b>F月日</b>		*	他法全指定:		地域、:	地区等⊄	)
番	号	————— 答	号		年 月	日							
年	月日	年 月	日		十 月	Н							

#### 備老

- 1 行為の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 届出内容に係る照会先欄は、設計者、施行者等届出者以外の者へ照会を希望する場合にのみ記入すること。
- 3 その他の参考事項欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨及び参考事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積を建築物にあっては延べ床面積欄に、工作物にあっては築造面積欄にそれぞれ記入すること。
- 5 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。
- 6 色彩欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること。
- 7 工作物欄の高さとは、当該工作物の高さをいう。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。
- 8 工作物のうち広告物については、表示面積の合計を築造面積欄に記入すること。
- 9 ※印欄には記入しないこと。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて、必要な図書を添付すること。

様式第3号(第2条関係)

# 景観計画区域内行為通知書

年 月 日

瀬戸内市長様

通知者

所	右	É	地							
事	業	主	体						印	
電	話	番	号	(	)		_			

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

区	域	の	名	称		□重点区域(名称: □その他の景観計画区域												
行	為	の	場	所	瀬戸内市	Ħ												
行	為	の	期	間	着手子	定日		年	月		3	完了予定	官目		年		月	目
							用途	(				l .						)
					建築	物		・改築 の変更		• 移	伝・夕	<b>卜観を変更</b>	するこ	ことと	となる修	繕 (	模様	替え・
							種類	及び用	途(								)	
行	為	の	種	類	工作	物		・改築 の変更		・移転	伝・夕	<b>卜観を変更</b>	うるこ	[ 논 년	となる修	繕 (	模様	替え・
					屋外には	おける土	二石、	廃棄物	、再生	資源で	との他	1の物件の	堆積	土石	5の採取	又は銀	鉱物	の掘採
					木竹	の伐採		=	土地(	の形	質の	の変更		力	(面の埋	立て	又は	干拓
通	知	内	容	に	住 所	(所在地	也)											
係			会		氏 名	(名称及	び担	当者の	氏名)					電話	括番号(	)		_
その	の他	の参	考事	項														
							ì	<b>重</b> 知	部	<del>'</del>		既 存 部	部 分		£	į.	章	+
					敷地	面積				m²				m²				m²
					建築	面積				m²				m²				m²
					延べ床	面積				m²				m²				m²
	7-	h A	artin	4.7	最高の	高さ				m				m				
	趸	Ē §	築	物	仕上げ	屋根												
					材料	外壁												
					A 形	屋根												
					色彩	外壁												
					構	造					ĭ	告り				階	建て	

		種	類	点	さ及び築造面積	構	<u>+</u>	模様替え	<del></del>	色	彩
		1年	75	111	こ 人 し 未 担 田 慎	1117 7.	= '	大			<i>1</i> 12
	工作物				n n						
行					n						
為	屋外における土 石、廃棄物、再生		種	ı	類	- 1	高 さ	及び	直	積	
の設	資源その他の物件 が の推積										m m²
計		種	類		面	積	が 法面	万又は擁	壁の	高さ及	び長さ
又 は	土石の採取又は 鉱物の掘採					m²					m m
施		目	的	<i>t</i>	樹 種	高さ及び付	战採面積	į	本		数
行	木竹の伐採							m m²			本
方		目	的	•	面	積	法面	又は擁具	きの言	高さ及	び長さ
法	土地の形質の変更					m²					m m
	水面の埋立て又は、	目	的		面	積	法面	又は擁具	きの言	高さ及	び長さ
	干拓					m²					m m
	観形成のために配慮した事項										

#### 備考

- 1 行為の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 通知内容に係る照会先欄は、設計者、施行者等通知者以外の者へ照会を希望する場合にのみ記入すること。
- 3 その他の参考事項欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨及び参考事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積を建築物にあっては延べ床面積欄に、工作物にあっては築造面積欄にそれぞれ記入すること。
- 5 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。
- 6 色彩欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること。
- 7 工作物欄の高さとは、当該工作物の高さをいう。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。
- 8 この通知書には、行為の種類に応じて、必要な図書を添付すること。

## 景観計画区域内行為届出の受理通知書

住所 氏名			第年	月	号日
	瀬戸	戸内市長	E		
景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により、 ついて、次のとおり受理しましたので通知します。	年	月	日付けで届出の	)あった行	<b>庁為に</b>

届出番号	
行為の場所	瀬戸内市
行為の種類	
意見欄	

計画を変更するときは、変更部分の工事に着手する前(確認申請前)に、重点区域内行為変更届出書又は大規模行為変更届出書を提出してください。

勧	生.	書
1生儿		盲

 第
 号

 年
 月

 日

住所 氏名

様

瀬戸内市長

景観法第16条第3項の規定により、 年 月 日までに次の措置をとるよう勧告します。

行為の場所	瀬戸内市
行為の種類	
行為届出日	
勧告事項	
備 考	

命	令	書
1.14	1.4	

 第
 号

 年
 月

 日

住所 氏名

様

瀬戸内市長

印

第1項 景観法第 17 条 第5項 の規定により、 年 月 日までに次の措置をとるよう 命じます。

行為の場所	瀬戸内市
行為の種類	
行為届出日	
命令事項	
備  考	

## 行為着手制限期間延長通知書

		第 年	月	号日
住所 氏名	様			

景観法第 17 条第 4 項の規定により、 年 月 日まで行為着手の制限期間を次のとおり延長することを通知します。

瀬戸内市長

印

延長の期間	
行為の場所	瀬戸内市
行為の種類	
行為届出日	
延長の理由	
備  考	

(表面)

第号

所属

職・氏名

身分証明書

この証明書を携帯する者は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 17 条第 8 項に規定する立入調査を 行う職員である。

年 月 日交付

瀬戸内市長 印

(裏面)

景観法(抜粋)

(変更命令等)

第17条 (略)

2~6 (略)

- 7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第71条第1項の規定による立入 検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - $(4) \sim (8)$  (略)

様式第9号(第6条関係)

# 景観計画区域内行為事前協議申出書

年 月 日

瀬戸内市長様

届出者

所	<i>₹</i>	Ē	地					
氏么	名又	は名	称				印	
電	話	番	号	(	)	_		

瀬戸内市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり事前協議を申し出ます。

区	域	の	名	称	□重点□			区域						)				
行	為	の	場	所	瀬戸内市	Ħ												
行	為	0	期	間	着手予	·定日		年	月	F	]	完了	予定日		年	J	1	日
							用途	(										)
					建築	物		・改築 の変更		• 移輔	伝・夕	<b>卜観</b> を変	変更する	こと	となる修繕	善(	莫様	替え・
							種類	及び用	途 (								)	
行	為	の	種	類	工作	物		・改築 の変更		· 移	伝・夕	<b>卜観</b> を変	変更する	こと。	となる修繕	善(材	莫様:	替え・
					屋外には	おける土	:石、厚	<b>E棄物</b>	、再生	資源で	この他	1の物件	‡の堆積	土石	5の採取2	又は銀	広物(	の掘採
					木竹	の伐採		=	土地(	の形	質の	の変り	更	力	火面の埋∑	とてス	スは <del>-</del>	干拓
届	出	内	容	に	住 所(所在均		(所在地)							最 <b>元</b> 元□ ( )				
	る	照		先	氏 名	(名称及	当者の	の氏名)					電話	括番号(	)		_	
そ(	の他	の参	考事	事項														
							雇	出出	部	<del>}</del>		既存	部分	>	合		計	_
					敷地	面積				m²				m²				m²
					建築	面積				m²				m²				m²
					延べ床	面積				m²				m²				m²
	趸	<b>b</b> 4	築	物	最高の	高さ				m				m				
	足	<b>E</b> 5	彩	490	仕上げ	屋根												
					材料	外壁												
					色彩	屋根												
					□ 杉	外壁												
					構	造					<u></u> 道	告り				階	建て	

		種	類	高	さ及び築造面積	·····································	造 模	様替え	色	彩
	工作物				m m					
行					m m					
為	屋外における土 石、廃棄物、再生		種		類	i	高 さ 二	及び面	ī 積	
の設	資源その他の物件の堆積									m m²
計		種	類		面	積	法面	又は擁壁の	高さ及	さ身び、
又 は	土石の採取又は 鉱物の掘採					m²				m m
施		Ħ	的	7	樹 種	高さ及び位	战採面積	本		数
行士	木竹の伐採						m m	2		本
方		目	的		面	積	法面又	は擁壁の	高さ及	び長さ
法	土地の形質の変更					m²				m m
	水面の埋立て又は	目	的		面	積	法面又	は擁壁の	高さ及	び長さ
	干 拓					m²				m m
	観形成のために配慮した事項									

#### 借書

- 1 行為の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 届出内容に係る照会先欄は、設計者、施行者等届出者以外の者へ照会を希望する場合にのみ記入すること。
- 3 その他の参考事項欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨及び参考事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積を建築物にあっては延べ床面積欄に、工作物にあっては築造面積欄にそれぞれ記入すること。
- 5 仕上げ材料欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。
- 6 色彩欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること。
- 7 工作物欄の高さとは、当該工作物の高さをいう。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。
- 8 この申出書には、行為の種類に応じて、必要な図書を添付すること。

### 景観計画区域内事前協議回答書

		第 年	月	号日
住所 氏名	様			

瀬戸内市景観条例第 13 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで事前協議の申し出の あった行為については、次のとおり回答します。

瀬戸内市長

印

今後この協議内容に沿って、当該行為の着手 30 日前かつ建築確認申請が必要な場合にあっては、建築確認申請より前に、景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により、重点区域内行為(変更)届出書又は大規模行為(変更)届出書を提出してください。

行為の場所	瀬戸内市
行為の種類	

### 協議結果

項	Ħ	技術的助言	備	考

## 景観重要建造物指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長

次の建造物を景観重要建造物として指定しましたので、景観法第21条第1項の規定により通知します。

指	定	番	号	
指	定年	三月	日	
建	造物	の名	称	
建	造物の	所 在	地	
建	造物の	所 有	者	住所 氏名
指领特徵	室の理由と 数	なった外種	親の	
土地	也その他 <i>の</i>	物件の筆	色囲	
備			考	

## 景観重要建造物現状変更許可申請書

						年	月	日
	瀬戸内市長		様					
				申請者	住所 氏名 電話番号		Ð	
l	景観法第 22 条第 1 5 シます。	質の規定	により景観重要	産建造物の現状変更	更の許可を受	けたいので、	、次のとおり	申請
	指 定 番	号						
	指 定 年 月	月日						
	建造物の	名 称						
	行為の種類、場所、 は施行方法	設計又	別紙のとおり					
	着手予定日及び完了	予定日	年 月	日から	年 月	日まで		
	添付書類     設計仕様書及び     敷地位置図     現況写真     所有者の意見書	設計図	処理欄 ※					
	備	考						
	※ のある欄は記入し	ないで	ください。					_
別	川紙							7
	行為の種	4H I	単築物】□新築 □作物】□新設		□修繕□			
	変 更 場	所						
	現	状						
	変更の内	容						
	素材・仕上げ	等						
	1							_

景観重要建立	告物租业	上亦 面	华田	主
只慨里女娃人	旦ががれ	へ変 欠	ᇚᄞ	盲

第号年月日

様

瀬戸内市長

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 1 項の 規定により許可したので通知します。

指	į	定	看	Ę.	号	
指	定	左	Ē	月	日	
建	造	物	0)	名	称	
許可	「に係	る現	状変	更の	内容	別紙のとおり
付					記	

### 景観重要建造物現状変更許可をしない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長即

年 月 日付けの景観重要建造物の現状変更の許可の申請につきましては、次の理由により許可しないこととしたので、通知します。

指	定	<b></b>	号	
指	定年	月	日	
建	造物の	名	称	
許	可しない	ハ 理	由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

### 景観重要建造物指定解除通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長

次のとおり景観重要建造物の指定を解除しましたので、通知します。

指	定番	号	
指	定年月	目	
建	造物の名	称	
建	造物の所名	王 地	
建	造物の所る	有 者	住所 氏名
指	定の解除の	D 目	
適	用 条	文	景観法第 27 条第 項
指	定の解除のこ	理 由	

### (教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

### 景観重要樹木指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長

次の建造物を景観重要樹木として指定しましたので、景観法第30条第1項の規定により通知します。

指	,	定	番	î.	号	
指	定	Ź	F	月	田	
樹	木	O	り	樹	種	
樹	木	D	所	在	地	
樹	木	の	所	有	者	住所 氏名
指定特徵		.由と	なっ	た樹ጳ	容の	
備					考	

変

更

 $\mathcal{O}$ 

内

# 景観重要樹木現状変更許可申請書

															左	F	月	日
	瀬戸	可内市	ī長					様										
											申請者	氏名						
ŧ	景観	見法第	<del>;</del> 31	条第	91項	頁の共	規定は	により景	観重	要樹木の野	見状変更	の許可	を受け	たい	ので、	次の	とおり	) 申請し
	指		定		番		号											
	指	定	<del>*</del>	年	月		田											
	樹	木	ţ	の	樹	ţ	種											
			の種類、場所、設計又 行方法			十又	別紙のる	とおり	)									
	着手	手予定	<b>三</b> 日)	及び:	完了	予定	日	年	月	日から	)	年	月	日g	まで			
	添作 □ □ □ □	設計敷地現況	け書類 設計仕様書及び設計図 敷地位置図 現況写真 所有者の意見書					処理欄	*									
	備						考											
	*	のあ	る欄	<b>遺は</b> 記	己入し	ない	いでく	ください。										
另	川紙_																	
	行	為	<i>†</i>	0)	種	Ì	類											
	変		更		場		所											
	現						状											

# 景観重要樹木現状変更許可書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条第 1 項の規 定により許可したので通知します。

指	定		番	号	
指	定	年	月	日	
樹	木	Ø	樹	種	
許可	に係る	現状劉	変更の同	勺容	別紙のとおり
付				記	

### 景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長印

年 月 日付けの景観重要樹木の現状変更の許可の申請につきましては、次の理由により許可しないこととしたので、通知します。

指	定		番	号	
指	定	年	月	日	
樹	木	の	樹	種	
許	可し	な	い理	由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

#### 景観重要樹木指定解除通知書

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

瀬戸内市長

次のとおり景観重要樹木の指定を解除しましたので、通知します。

指	定	番	Ē	号	
指	定	年	月	日	
樹	木	Ø	樹	種	
樹	木(	の所	在	地	
樹	木(	の所	有	者	住所 氏名
指	定の	解解	<b>そ</b> の	日	
適	用	条	. ///	文	景観法第 35 条第 項
指	定の	解除。	の理	由	

#### (教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として(瀬戸内市を代表する者は瀬戸内市長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

### 景観形成市民団体認定申請書

年 月 日

瀬戸内市長様

 申請者 住所
 氏名
 ⑩

 電話番号
 ⑩

景観形成市民団体の認定を受けたいので、瀬戸内市景観条例第21条第2項の規定により申請します。

景	観形成協	万団体の名	名称	
主	なを活	動 内	容	
事及	務 所び	の 所 連 絡	地 先	電話番号
添	付	図	書	<ul><li>(1) 規約</li><li>(2) 活動区域を示す図面</li><li>(3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類</li><li>(4) その他</li></ul>

景観形	市场	民田	休認	定通	知書
一 上 上 ル ハフ	1117/111		14 011		$\Delta H =$

 第
 号

 年
 月

 日

様

瀬戸内市長

年 月 日付けで申請のありました景観形成市民団体の認定申請については、瀬戸内市景観条例第21条第3項の規定により、次のとおり認定しましたので通知します。

景観	形成市	5民	団体の	名称
認			<del>求</del>	号
心			番	万
認	定	年	月	日
認	定		理	由

景観形	出市场	早田石	<b>木製</b> 5	学 田 浄	4.番和書	ļ.
」「一年ガールン	11X 111 T	ᄉᄖᄓ	4 <b>,</b> m, v	二	ᅥᄱᅜ	Ŧ

第号年月日

様

瀬戸内市長

次の景観形成市民団体は、瀬戸内市景観条例第 21 条第 6 項の規定により、認定を取り消したので通知します。

景鶴	形成	協力[	団体の	名称
認	定		番	号
認	定	年	月	日
取	消	の	理	由